

本通知の対象となる契約は、地方整備局等（本省官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関係を除く。）、北海道開発局、国土技術政策総合研究所（港湾空港研究関係を除く）及び国土地理院をいう。以下同じ。）が発注する工事及び建設コンサルタント業務等の契約のうち、受注者が加点措置を受けた全ての契約とする。

2. 対象企業等への窓口等の事前把握について

各地方整備局等は、表明書記載の事業年度又は暦年が終了する2週間程度前に、様式1、様式2により、加点措置を受けた企業等に対して次に掲げる事項を確認し、把握するものとする。また、当該把握に係る受注者からの回答については1ヶ月以内を目途に行わせることとする。なお、当該把握に合わせて、賃上げ実績確認書類（以下「確認書類」という。）の提出期限を周知するものとする。

- (1) 賃上げ表明により、総合評価落札方式による入札において加点措置を受けた工事及び建設コンサルタント業務等の契約年月日、発注者名、工事名（業務名）等。
- (2) 賃上げ実施期間として当初表明した期間及び実際に賃上げを実施した期間。
- (3) (4. (1) ①に掲げる提出期限の延長をする場合のみ) 法人税法第75条の2の規定により延長された法人税申告書等の提出期限。
- (4) (賃上げ加点措置対象の契約が複数の地方整備局等に跨る企業等のみ) 複数の契約を代表して賃上げ実績の確認等について企業等とやり取りを行う地方整備局等（代表窓口）。
- (5) 賃上げ実績確認に関し、一元的に窓口となる当該企業等の部署。
- (6) その他、様式2により求める必要事項。

3. 確認書類の提出について

- (1) 同一の賃上げ実施期間について、加点措置を受けた契約が1件のみである場合には、様式3及び(4)に掲げる確認書類を提出させるものとする。
- (2) 同一の賃上げ実施期間について、複数の契約が加点措置されている場合には、様式4及び(4)に掲げる確認書類を提出させるものとする。
- (3) (2)の提出を行う企業等のうち、確認書類の宛先が複数の地方整備局等に跨るものについては、2.の事前把握によって一か所、代表窓口となる地方整備局等が選定される。選定された地方整備局等は、各地方整備局等の契約担当官等を代表して、当該確認書類の確認作業に関する調整を行う。
- (4) 確認書類は、以下のとおりとする。確認書類は、原則として別途周知する電磁的方法によって提出させるものとする。

- ① 事業年度単位で賃上げを表明した場合（③を提出する場合を除く。）
法人事業概況説明書
- ② 暦年単位で賃上げを表明した場合（③を提出する場合を除く。） 給与
所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- ③ 税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認するこ
とができると認められる書類を①及び②に掲げる書類に代える場合 当該
書類（「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措
置に係る運用等について」別紙様式ほか（賃上げを実施する期間を事業年
度開始月又は暦年開始月よりも後の賃上げ実施月から1年間に変更した場
合における例年の賃上げ実施月がわかる資料を含む））

4. 確認書類の提出期限等について

- (1) 確認書類を提出する期限については、賃上げ実施期間終了月の月末から
3か月以内とする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれに定める期限
とする。
 - ①法人事業概況説明書を提出する場合であって、法人税法（昭和40年法律
第34号）第75条の2の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行
う場合 同条の規定により延長された法人税申告書等の提出期限
 - ②事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げ
実施期間とする場合 事業年度終了後3か月以内
- (2) (1) の確認書類を提出する期限は、令和4年8月8日付事務連絡
「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に
ついて」に基づく減点措置の取扱いについて」に基づき、天災地変等やむ
を得ない事情により賃上げを実行することができなかつた者が、減点免除
の申請を行う期限について準用する。なお、減点免除の申請は理由ととも
に申し出させること。
- (3) (1) の規定にかかわらず、確認書類についてやむを得ない理由により
(1) の期限までに提出が困難な場合には、契約担当官等が認める場合に
限り、提出期限の延長を認めることができる。この場合、(1) の期限ま
でに、その旨を理由とともに申し出させること。

5. 賃上げ実績の確認期間について

契約担当官等が、提出された確認書類により、賃上げ実績を確認する期限
は、原則として、確認書類の提出期限の翌々月末までとする。

6. 賃上げ実績が確認できない場合の報告について

- (1) 各地方整備局等は、確認の結果、賃上げ未達成と判断された場合、上記
5の確認期間経過後、対象者を「総合評価落札方式における賃上げを実施
する企業に対する加点措置について」別紙5に記載し、四半期分をとりま

- とめ、毎7、10、1、4月10日までに本省大臣官房会計課に報告する。
- (2) 本省大臣官房会計課は、(1)で報告された対象者を四半期ごとにとり
まとめ、毎7、10、1、4月15日までに財務省主計局法規課に報告する。

以上

様式1

賃上げ実績の確認に係る資料の提出についての事前把握について

令和 年 月 日

対象受注者 殿

入札時に提出された「従業員への賃金引上げ計画の表明書」記載の表明内容の実施状況を確認するに先立ち、貴社からの確認書類の提出時期等を把握するため、事前に把握しておくべき事項について記入様式を送付します。様式中の各項目について記入の上、提出をお願いします。

<事前把握事項（詳細は様式2を参照のこと。）>

- (1) 賃上げ表明により、総合評価落札方式による入札において加点措置を受けた工事及び建設コンサルタント業務等の契約年月日、発注者名、工事名（業務名）等。
- (2) 賃上げ実施期間として当初表明した期間及び実際に賃上げを実施した期間。
- (3) （法人事業概況説明書を提出する場合であって、法人税法第75条の2の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合のみ）延長後の法人税申告書等の提出期限。
- (4) （確認書類の宛先が複数の地方整備局等管内に跨る場合のみ）賃上げの実績等に関してやり取りを行う場合に、代表窓口として希望する地方整備局等（国土交通省側の窓口を一本化するため1つの機関に絞ること）。
- (5) 賃上げ実績の確認に関し、国土交通省とのやり取りについて、一元的に窓口となる貴社の部署。
- (6) その他、様式2により求める必要事項。

以上

様式2

自動入力	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	自動入力		
エラーがある場合この列に表示されます。	契約年月日	地方整備局等	事務所名 ※1 局長契約の場合は、空欄。	工事(業務)名	準札企業名 ※2 共同企業体の場合は、共同企業体名を記入。	共同企業体の構成員としての企業名 ※3 共同企業体の場合は、共同企業体名を記入。	法人番号 ※4 法人税法の改正に伴うグループ通算制度への移行に留意すること。	大企業 or 中小企業等	事業年度 or 暦年	表明書記載の賃上げ期間		実際の賃上げ期間 ※6 事業年度開始時よりも前の賃上げを実施したときから若しくは事業年度開始月又は暦年開始月よりも後の賃上げ実施月から1年間を記入。表明書記載のとおれば、空欄。	予定している賃上げ実績確認書類 ※7 事前把握時点の見込みであり、実績確認時に変更することを妨げるものではない。	法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合の延長後の提出期限 ※8 法人事業概況説明書を確認書類とする場合(⑫でDを選択)で、法人税法第75条の2の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合のみ記載。延長しない場合は、空欄。	代表して中取りを行う地方整備局等(代表窓口)を選定			賃上げ実績確認書類の提出期限 ※9 賃上げ加点措置対象の契約が複数の地方整備局等に跨る企業等のみ記載。全工事(業務)に対して共通の1か所の地方整備局等名を選択。(ある工事(業務)はA地方整備局、別の工事(業務)はB地方整備局という選択は不可。)複数に跨らない場合は、空欄。	2024年9月31日	
										企業窓口	部署名				電話番号	メールアドレス	2023年6月30日			
例1	2022/○/○	北海道開発局	旭川開発建設部 旭川河川事務所	○○業務	○○株式会社		1234567890123	大企業	事業年度	2022年4月1日	～	2023年3月31日	～	D	2024年3月31日	関東地方整備局	本社営業部●●課	XX-XXXX-XXXX	XXXXXX	2024年9月31日
例2	2022/○/○	東北地方整備局	岩手河川国道事務所	○○工事	○○経常JV	○○株式会社	4567890123456	中小企業等	暦年	2022年1月1日	～	2022年12月31日	～	C		東北地方整備局	東京本社△△部××課	XX-XXXX-XXXX	XXXXXX	2023年6月30日
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				

赤字の※は以下のとおり。

- ※1 局長契約の場合は、空欄。
- ※2 共同企業体の場合は、共同企業体名を記入。
- ※3 共同企業体の場合のみ記載。単体としての受注の場合は、空欄。
- ※4 法人税法の改正に伴うグループ通算制度への移行に留意すること。
- ※5 事業年表明の場合は事業年の「202X年●月●日～202X年○月○日」と、暦年表明の場合は「202X年1月1日～202X年12月31日」と記入。
- ※6 事業年度開始時よりも前の賃上げを実施したときから若しくは事業年度開始月又は暦年開始月よりも後の賃上げ実施月から1年間を記入。当初の表明書記載のとおりであれば、空欄。
- ※7 事前把握時点の見込みであり、実績確認時に変更することを妨げるものではない。
- ※8 法人事業概況説明書を確認書類とする場合(⑫でDを選択)で、法人税法第75条の2の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合のみ記載。延長しない場合は、空欄。
- ※9 賃上げ加点措置対象の契約が複数の地方整備局等に跨る企業等のみ記載。全工事(業務)に対して共通の1か所の地方整備局等名を選択。(ある工事(業務)はA地方整備局、別の工事(業務)はB地方整備局という選択は不可。)複数に跨らない場合は、空欄。

様式2 (別紙)

				企業から発注者への提出期日			
	表明	賃上げ期間	確認書類	賃上げ期間等	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目
A	暦年表明	暦年通り	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	← 賃上げ期間 = 暦年 →	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 受注企業における 賃上げ実績証明 資料作成期間 </div>		
B			その他様式(税理士等確認)	← 賃上げ期間 = 暦年 →			
C		後ろ倒し	その他様式(税理士等確認)	← 暦年 → ← 賃上げ期間 →			
D	事業年度表明	事業年度通り	法人事業概況説明書	← 賃上げ期間 = 事業年度 →			
E			その他様式(税理士等確認)	← 賃上げ期間 = 事業年度 →			
F		前倒し(※1)	その他様式(税理士等確認)	← 事業年度 → ← 賃上げ期間 →			
G		後ろ倒し	その他様式(税理士等確認)	← 事業年度年 → ← 賃上げ期間 →			

※1 賃上げ期間の前倒しを行った場合については、「賃上げ期間終了後3ヶ月後」ではなく、「事業年度終了後3ヶ月後」が提出期日となることに留意。

様式3

賃上げ実績確認書類の提出について

令和 年 月 日

〇〇 殿

(例：〇〇事務所長 殿)

※宛先によらず、確認書類の送付は別途周知する電磁的方法で行うこと。

会社名

代表者名

担当者名

当社は、賃上げを実施する旨の表明により、以下に掲げる総合評価落札方式を用いた工事又は建設コンサルタント業務等の入札手続において、加点措置を受け、受注しました。

適正な賃上げを行ったことを示すため、別添のとおり、同期間における賃上げ実績を明らかにする資料を提出いたします。

当初表明した賃上げ実施期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

実際の賃上げ実施期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(賃上げを実施する旨表明した期間において加点措置を受けて受注した工事又は建設コンサルタント業務等)

契約年月日	地方整備局等名	事務所名	工事(業務)名
〇/〇/〇	〇〇地方整備局	〇〇事務所	〇〇工事

※ 事務所名欄について、局長契約の場合は空欄とすること。

様式 4

賃上げ実績確認書類の提出について

令和 年 月 日

別紙宛先のとおり

(※別紙宛先には、加点措置を受けた全ての契約の事務所名等を記載すること。また、宛先によらず、確認書類の送付は別途周知する電磁的方法で行うこと。)

会社名

代表者名

担当者名

当社は、賃上げを実施する旨の表明により、以下に掲げる総合評価落札方式を用いた工事又は建設コンサルタント業務等の入札手続において、加点措置を受け、受注しました。

適正な賃上げを行ったことを示すため、別添のとおり、同期間における賃上げ実績を明らかにする資料を提出いたします。

当初表明した賃上げ実施期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

実際の賃上げ実施期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(賃上げを実施する旨表明した期間において加点措置を受けて受注した工事又は建設コンサルタント業務等)

契約年月日	地方整備局等名	事務所名	工事(業務)名
〇/〇/〇	〇〇地方整備局	〇〇事務所	〇〇工事

※1 事務所名欄について、局長契約の場合は空欄とすること。

※2 地方整備局の港湾空港関係は別途提出すること。

様式 4

(別紙宛先)

(以下は記載例であり、該当の契約がある宛先のみ記載すること。)

大臣官房官庁営繕部長	殿
〇〇地方整備局長	殿
〇〇地方整備局〇〇事務所長	殿
北海道開発局開発監理部長	殿
北海道開発局〇〇開発建設部長	殿
北海道開発局〇〇開発建設部〇〇事務所長	殿
国土技術政策総合研究所長	殿
国土地理院長	殿

※宛先によらず、確認書類の送付は別途周知する電磁的方法で行うこと。